毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規　則
○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則　五〇〇
○福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則　五〇〇
告　示
○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程　五〇一
○県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程　五〇一
○土壌汚染対策法により要措置区域の指定を解除する件　五〇一
○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域の指定を解除する件　五〇二
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件　五〇二
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件　五〇二
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件　五〇三
○生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件　五〇三
○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件　五〇三
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件　五〇四
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件五件　五〇四
○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件二件　五〇六
○土地改良区の定款の変更を認可した件　五〇六
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件　五〇七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である件二件　五〇八
公　告
○肥料の検査の結果の概要を公表する件　五一〇
○県営土地改良事業の工事が完了した件　五一一

規　則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内堀雅雄

福島県規則第四十六号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年福島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の四中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第七条の四の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3　令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第七条の四の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第二項の規定による金額により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第七条の四の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（職員業務課福利厚生室）

福島県規則第四十七号

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、条例第九十七条第三項の証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式の例によることができる。

別表第五の４の表備考第二項中「規格Ｋ０１０２の５９」を「規格Ｋ０１０２－３の１８」に改める。

様式第一号から様式第十二号まで及び様式第十四号から様式第十七号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定に基づいて届出された届出書及び記録された記録表は、それぞれ改正後の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の規定に基づいて届出された届出書及び記録された記録表とみなす。

３　この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（水・大気環境課）

告　示

福島県告示第六百九十五号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「五、四九九円」を「五、七九九円」に、「一三、九七五円」を「一四、五九七円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「六、一四三円」を「六、二六〇円」に、「一三、九七五円」を「一四、五九七円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「六、七〇三円」を「六、八七四円」に、「一五、二三七円」を「一六、一九一円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「七、〇二三円」を「七、一五七円」に、「一八、〇一六円」を「一九、六一〇円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「七、三二六円」を「七、五三四円」に、「二〇、八六四円」を「二二、四九九円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、五七六円」を「七、六九七円」に、「二二、五六四円」を「二四、〇八四円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、七六六円」を「八、〇〇七円」に、「二三、六六六円」を「二六、二三八円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「七、八二一円」を「七、八六八円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「七、三四八円」を「七、五三六円」に、「二六、一八七円」を「二七、九四九円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「六、一九二円」を「六、四五〇円」に、「二二、六九四円」を「二三、二三七円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「四、二〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一七、四八四円」を「一七、七五五円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、二〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「一三、九七五円」を「一四、五九七円」に改める。

附　則

１　この規程は、令和八年十一月二十日から施行する。

２　この規程による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

３　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第六百九十六号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「八五、四九〇円」を「九〇、七九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四二、七〇〇円」を「四五、四〇〇円」に改める。

附　則

１　この規程は、令和八年十一月二十日から施行する。

２　改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第六百九十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定を次のとおり解除する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　指定を解除する区域

西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山八番一の一部で次の図に示す区域

二　指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

１　土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・二―ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

２　土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

なし

三　講じられた実施措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の原位置での浄化による除去

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第六百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定を次のとおり解除する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　指定を解除する区域

西白河郡泉崎村大字踏瀬字池ノ入山八番一の一部で次の図に示す区域

二　指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

１　土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

２　土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

なし

三　講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染状況調査の追完による基準適合の確認

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県県南地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）

（水・大気環境課）

福島県告示第六百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションあやめ会津	会津若松市材木町二丁目三―二六メゾンコンテヌアール一〇二号室	令和八年九月一日
進薬局　成田店	二本松市成田町一丁目八一七―一一一〇一号室	同日
さくら堂薬局	田村郡三春町大字貝山字岩田四六番地の一	同年一〇月一日
公益財団法人ときわ会　クリニック　ならはリカーレ	双葉郡楢葉町大字北田字中満二八九番一	同日
敦記念　田口医院	白河市本町一八	同日
アイランド薬局　たむら店	田村市船引町船引字屋頭清水三一	同年一一月一日
森岡歯科医院	南相馬市原町区橋本町一―一〇七	同年一〇月一日

伊達眼科	伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業地内イオンモール伊達三階	同年一一月一日	
イオン薬局伊達店	伊達市堂ノ内地区土地区画整理事業施行区域内仮換地１街区１画地ほか二六二区画	同日	
みさと薬局	大沼郡会津美里町字高田道上二八四〇番一	同年一〇月一日	
ふたば腎・泌尿器科クリニック	双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼四三番一八二	同年一一月一日	

（社会福祉課）

福島県告示第七百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

名称	所在地	廃止年月日
福島県ふたば医療センター附属ふたば復興診療所	双葉郡楢葉町大字北田字中満二八九―一	令和八年九月三〇日
かすみ薬局	二本松市成田町一―八一七―一―一	同年八月三一日
菊池歯科医院	伊達郡桑折町北町一一一	同月一七日
矢吹医院	田村郡三春町字中町二八	同年五月三一日
敦記念　田口医院	白河市郭内一一	同年九月三〇日

森岡歯科医院	南相馬市原町区橋本町一―一〇七	同日	
みさと薬局	大沼郡会津美里町字高田道上二八四〇番地一	同日	
さくら調剤薬局	田村郡三春町字六升蒔五〇―一一	同年八月三一日	

（社会福祉課）

福島県告示第七百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

名称	所在地	休止年月日
医療法人あさひ会　南東北わたなべクリニック	西白河郡矢吹町文京町二二六	令和八年一〇月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

名称	所在地	再開年月日

伊藤歯科医院	二本松市金色久保一九六	令和八年一〇月二日

（社会福祉課）

福島県告示第七百三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

名称	所在地	指定辞退年月日
医療法人かみお歯科医院	会津若松市中央一―五―一六	令和八年九月三〇日
本柳歯科医院	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸七五―五	同年一〇月一日

（社会福祉課）

福島県告示第七百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年十一月二十日から令和九年三月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ白河店　福島県白河市北真舟六十番二ほか

二　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1　大規模小売店舗を設置する者

名称　東日本ダイワ株式会社

代表者の氏名　代表取締役　安藤　元二

住所　福島県郡山市朝日三丁目二番二十七号

2　大規模小売店舗において小売業を行う者

名称　株式会社ニトリ

代表者の氏名　代表取締役　似鳥　昭雄

住所　北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

三　大規模小売店舗の新設をする日

令和九年七月六日

四　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四百三十一平方メートル

五　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1　駐車場の位置及び収容台数

㈠　位置　別紙図面のとおり

㈡　収容台数　六十台

2　駐輪場の位置及び収容台数

㈠　位置　別紙図面のとおり

㈡　収容台数　十一台

3　荷さばき施設の位置及び面積

㈠　位置　別紙図面のとおり

㈡　面積　四十八平方メートル

4　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

㈠　位置　別紙図面のとおり

㈡　容量　二十六立方メートル

六　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前九時

閉店時刻　午後九時

2　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

3　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

㈠　数　一箇所

㈡　位置　別紙図面のとおり

4　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

七　届出年月日

令和八年十一月五日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年十一月二十日から令和九年三月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　フレスポ郡山　福島県郡山市南二丁目十二番ほか
二　変更した事項
　1　大規模小売店舗を設置する者の住所
　（変更前）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
　（変更後）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号
　2　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の氏名の変更　二件、小売業を行う者の入店　一件）
三　変更した年月日
　令和八年五月十一日ほか
四　届出年月日
　令和八年十一月六日
五　届出をした者
　大和リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年十一月二十日から令和九年三月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店　福島県南相馬市原町区国見町二丁目百十九番一ほか
二　変更した事項
　1　大規模小売店舗を設置する者の住所
　（変更前）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
　（変更後）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号
　2　大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名　二件
三　変更した年月日
　令和八年五月十一日ほか
四　届出年月日
　令和八年十一月六日
五　届出をした者
　大和リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年十一月二十日から令和九年三月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店　福島県南相馬市原町区国見町二丁目百十九番一ほか
二　変更した事項
　大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
　（変更前）株式会社ツルハ
　代表取締役　鶴羽　順
　（変更後）株式会社ツルハ
　代表取締役　八幡　政治
三　変更した年月日
　令和二年八月十一日
四　届出年月日
　令和八年十一月六日
五　届出をした者
　大和リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年十一月二十日から令和九年三月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　フレスポいわき泉町　福島県いわき市泉町下川字薬師前百十一番地一ほか
二　変更した事項
　大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
（変更後）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号
三　変更した年月日
　令和八年五月十一日
四　届出年月日
　令和八年十一月六日
五　届出をした者
　大和リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和八年十一月二十日から令和九年三月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ツルハドラッグ福島南矢野目店　福島県福島市南矢野目字中江十二番五ほか
二　変更した事項
　大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号
（変更後）大和リース株式会社
　大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号
三　変更した年月日
　令和八年五月十一日
四　届出年月日
　令和八年十一月六日
五　届出をした者
　大和リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	西白河郡二本松市	令和八年一月一〇日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第七百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	西白河郡二本松市	令和八年一月一二日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第七百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から令和八年十月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年十一月十日認可した。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄
（農村計画課）

福島県告示第七百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字栴標山一〇五一の五六
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　耶麻郡西会津町奥川大字飯根字若林一九一七の四、一九一八の一〇、一九一九の

三　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　耶麻郡西会津町新郷大字笹川字東向六六一の四
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷字鬼光頭山二四一三の四
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　耶麻郡西会津町宝坂大字宝坂字縄木沢山甲一一五一の一
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　(二)　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　耶麻郡西会津町野沢字臺倉山甲一四四五の四、甲一四四五の六、甲一四四五の七
　2　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　(一)　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字臺倉山甲一四四五の四

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町奥川大字飯根字若林一九一八の一一

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

㈠ 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡西会津町下谷字道木平乙二七二一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

㈠ 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道木平乙二七二一の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、西会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字下河原三の七、三の八、字染内五〇の一、字染北三一の二

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

㈠ 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林

福島市佐倉下字橋本北五四の一

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

㈠ 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市佐原字七金坪四の六、一八、二五の一、二五の二

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

㈠ 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字二合内南二の一、二の九、六の一から六の四まで、七の二、七の一二、七の一三、一〇の一、一二の一、一三の一
2　保安林として指定された目的
水害の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字北日ノ倉三七の一、三七の二、四三の三、一〇一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
水害の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字染内五〇の一、上名倉字染北三一の二、佐倉下字橋本北五三の一、五三の三、五三の四、五四の一、五六の一、五六の三、五六の四、五九の一、五九の三、五九の四、八七の四、佐倉下字染師内北二の一、佐原字二金坪二四の一、二五の四、二七の一、二七の二、四二、佐原字七金坪一八、二五の一、二五の二
2　保安林として指定された目的
公衆の保健
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市飯坂町字大作山一・字板山坂三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　保安林として指定された目的
公衆の保健
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

八　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市上名倉字水門一の四、一の六、一の七、二の一、二の三、二の四
2　保安林として指定された目的
公衆の保健
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。

九　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福島市庄野字北日ノ倉三七の一、三七の二、三七の四、三七の七、三七の八、三八の一から三八の三まで、四三の一、四三の三、一〇五の一、一〇五の二、字二合内南六の二から六の四まで、七の二、七の一二、七の一三、一〇の五、一二の一、一三の一
2　保安林として指定された目的
公衆の保健
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町浜路字横向九九四の一から九九四の三まで

2　保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町舟津字鍋越五七四九の一（次の図に示す部分に限る。）、五七四九の六から五七四九の九まで

2　保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町横沢字浜林三七〇九の一・三七〇九の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七〇九の一〇、三七〇九の一三から三七〇九の一六まで、三七〇九の一八、三七〇九の二〇、舟津字浜前一三七の一

2　保安林として指定された目的

公衆の保健

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡山市湖南町福良字立石三八六二の一、舟津字舟附五七〇四の一、字中ノ沢五一四一、五一六五の一

2　保安林として指定された目的

公衆の保健

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公　告

公告第二百十号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和八年九月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

令和８年９月分

（普通肥料）

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	片倉コープアグリ株式会社	混合有機質肥料３３０号	TN、TP	－	－	－	
ひまし油かす及びその粉末	片倉コープアグリ株式会社	ひましペレット粕	TN、TP、TK	－	－	－	

注

１　分析検査の欄及びその他の検査の欄の記載は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料１点について検査した結果である。

２　分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

３　主成分の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

（農業総合センター）

公告第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、野手神地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（通作条件整備型））の工事は令和八年六月三十日完了したので公告する。

令和八年十一月二十日

福島県知事　内　堀　雅　雄

（農村計画課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。
【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷